

諮問第637号
環自野発第2509257号
令和7年9月25日

中央環境審議会
会長 大塚 直 殿

環境大臣
浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する法第3条第3項の規定に基づき、下記国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について、貴審議会の意見を求めます。

を求めます。

記

- ・ 国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区野付半島・野付湾特別保護地区の指定
- ・ 国指定穴道湖鳥獣保護区穴道湖特別保護地区の指定
- ・ 国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区の指定

以上

中環審第1387号
令和7年9月30日

中央環境審議会 自然環境部会
部会長 中村 太士 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について（付議）

令和7年9月25日付け諮問第637号、環自野発第2509257号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。